

様式第4号（第5条関係）

政務活動費収支報告書

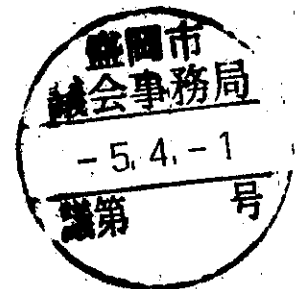
令和5年 4月 / 日

盛岡市議会議長
竹田浩久様

議員氏名

大畑正二

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項および第2項の規定により
令和4年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙

1 収支の状況

項 目		金 額	主な実施事業内容
収入	政務活動費 ①	600.000 円	/
	調査研究費	円	
支 出	研修費	11,836 円	市政調査会主催の議員研修会
	広報費	408,164 円	市民に対する市政報告として広報紙の発行・配布
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	円	
	人件費	円	
	事務所費	180,000 円	事務所賃借料
	支出合計 ②	600,000 円	/
	差引残余 ①-②	0 円	/

様式第5号

政務活動費出納簿

【令和4年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳									
				調査研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
4/8	政務活動費 交付金	300.000											
4/28	事務所家賃 (4月分)		15.000										15.000
5/30	" (5月分)		15.000										15.000
6/29	" (6月分)		15.000										15.000
7/4	市政報告印刷費		330.000			330.000							
7/8	広報郵送料		78.164			78.164							
7/15	市政調査会 拠出金		7.000		7.000								
7/28	事務所家賃 (7月分)		15.000										15.000
8/31	" (8月分)		15.000										15.000
9/26	" (9月分)		15.000										15.000
10/7	政務活動費 交付金	300.000											
10/25	事務所家賃 (10月分)		15.000										15.000
11/30	" (11月分)		15.000										15.000
12/22	" (12月分)		15.000										15.000
1/16	市政調査会 拠出金		4.836		4.836								
経費小計													
合計額				差引残余額									

政務活動費支出簿

使途項目	研修費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R4.7.15	7,000円	市政言調査会拠出金	
R5.1.16	4,836円	〃	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	11,836円		

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R4.7.15
------	-----	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	7,000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	7,000 円

【支払概要】

盛岡市議会市政調査会拠出金として支出
開催日時 令和4年8月8日
場所 盛岡市 カンセル盛岡

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

大畑正二様

一金 7,000円 也

令和4年度市政調査会拠出金として、上記のとおり受領しました。

令和4年7月15日

盛岡市市政調査会 会長 遠藤 政幸



政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R5.1.16
------	-----	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	10,000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	4,836 円

【支払概要】

盛岡市議会市政調査会拠出金として支出

開催日時 令和5年2月6日

場所 盛岡市 カセル盛岡

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

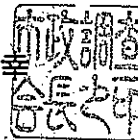
大畑 正二 様

一金 10,000円 也

令和4年度市政調査会拠出金として、上記のとおり受領しました。

令和5年1月16日

盛岡市市政調査会 会長 遠藤 政幸



政務活動費支出簿

使途項目	広報費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R4. 7. 4	330,000 円	広報紙の発行配布	
R4. 7. 8	78,164 円	広報紙の郵送料	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	408,164 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R4.7.4
------	-----	-----	--------

支出証拠書類の額面金額	330,000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	330,000 円

【支払概要】

市民に向け広報紙を発行配布した。

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領収書

No. 請求書094-2022.07.04

領収日 2022年07月04日

大畑正二様

金額 330,000 円

但 安心のまち (第47号) 印刷代として

上記、正に領収いたしました。

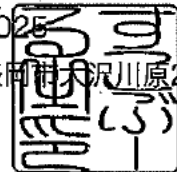


内訳

税抜金額: 300,000円

消費税額等: 30,000円

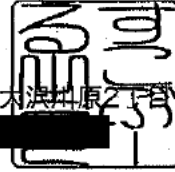
〒020-0025
 岩手県盛岡市沢川原2丁目1番18
 号



すこぶーる

〒020-0874
岩手県 盛岡市南大通二丁目8-8
大畑正二事務所
大畑正二様

すこぶーる
〒020-0025
岩手県 盛岡市大浜田原2丁目1番18号
電話: [REDACTED]



すこぶーる production

請求書

下記の通りで請求申し上げます。

日付 : 2022年07月04日

合計金額 330,000円

請求書番号 : 請求書094-2022.07.04

詳細	数量	単価	金額
DTP (版下制作費)	4頁	11,125.0	44,500
安心のまち (第47号) 4C/4C	7,000部	36.5	255,500

振込期日 2022年07月04日

振込先 [REDACTED]

小計	300,000円
消費税	30,000円
合計金額	330,000円

備考欄

用紙=コート90キロ
A4・4頁構成 (A3二折)
両面カラー
印刷部数=7,000部
提供写真 (表紙1枚)
イラスト制作 (数点)

安心のまち



第47号

2022. 初夏

発行/大畑正二事務所

〒020-0874 盛岡市南大通 2-8-8 tel/fax 605-8806

盛岡市議会議員 大畑正二 所属 大畑正二事務所

地域の皆が仲良く暮らすまち・盛岡
～もしもの時に備え 顔と顔が見える関係づくりを～



「未来を見つめて」～ウクライナに幸あれ～

撮影/合同会社ここみーる

ロシアのウクライナへの侵略行為から独裁政治の戒心ろしさを世界の人々が目の当りにしています。おびただしい数の無辜の命が奪われていく戦争犯罪を国際社会が連携して一日も早く終わらせなければなりません。どんな理由を付けようとも戦争に正義などないのです。ロシアへの経済制裁は大きな痛みを伴って我国内にも跳ね返ってきていますが、私はあの惨状を報道で見るとウクライナの人々に心を寄せ一緒に耐え忍ぶ時だと思っています。さて鈴の音も軽やかにチャグチャグ馬コが三年振りに街を行進しました。その街を地図で手にした修学旅行の子供達が活気とにぎやかさをもたらしてくれています。コロナ収束まであと少し雲を突き抜けたその先には必ず蒼い空が広がっています。そのことを信じ希望を抱いて一日一日を大切に過ごしていきましょう。

盛岡市議会議員
大畑正二

農林業振興策の姿勢を質す

ウクライナ危機から、第一次産業の重要性を学べ



ロシアのウクライナ侵略は、世界的な物価高騰を招き日本の食卓と日常生活を脅かしています。

日本の令和2年度の食料自給率は37%との統計がありますが、世界的な食料争奪戦が激化すれば入手困難になることも予想され、多くを輸入に頼る日本の農業政策に今日ほど不安を感じることがありません。

加えて政府はロシアからの一部木材の輸入禁止にも踏み切り、国内木材価格の高騰をも懸念されています。

このことから私は、6月議会(6/16)において「ロシアの暴行から第一次産業の重要性を学ぼう」と、農林業振興に関する質問を中心に当局の姿勢を質しました。

質問事項は次の通りです。

令和4年6月議会 農林業振興に関する質問

- ①農林業振興について
 - ・食料安全保障
 - ・県都として農家への所得補償制度の先駆的な導入意欲は無いか
 - ・市産木材活用
 - ・市産木材の品質や魅力をアピールする戦略は
 - ・木質バイオマスエネルギー
 - ・エネルギー自立型の都市を目指した

取組、課題、展望は

- ・全国植樹祭
- ・第73回全国植樹祭関連行事を好機に市産木材利用拡大のアイデアは

- ②安全安心なまちづくりについて
 - ・農業用水路の安全管理
 - ・市内で発生した農業用水路事故を含めた農作業事故防止をいかに
 - ・個別避難計画をいかに実効性と策定率を高めていくか

- ③観光対策について
 - ・観光アクションプラン
 - ・盛岡での観光を楽しんで頂くためのプラン進捗状況 アイディアは

令和4年6月議会 民生委員に関する質問

- ①盛岡市民生委員定数条例の改正について
 - ・民生委員の役割、制度の課題、問題点、改善策は
- ②盛岡市職員定数条例の改正について
 - ・職員数の推移、増員、減員に対する考え方、適正配置をいかに
- ③盛岡市手数料条例改正について
 - ・改正の趣旨、内容、改正による居住者のメリット、デメリットは



大畑議員の

徒然日記から

◆R4・5月5日

にわか菜園にさやえんとつ植える
大畑事務所脇のにわか菜園、開設13年目を迎えた。ミニトマト作りも一丁前を自負するボクは、「ウクライナ危機もあることだし、日本の食料自給率37%をいくらでも高めたい」、「この崇高な思いで、サンフレッシュユからミニトマトの苗5本、さやえんとつの苗2本を仕入れて植える。ちなみにこの日はごともの日。かつての子育てを思いながら愛情たっぷり育てたい。(※この原稿作りの6月19日、さやえんとつ10個を収穫し慈しみながら食す。格別の味。)

◆R4・5月29日

南大通り除草大作戦
南大通り二丁目内会で、春の清掃週間(5月30日～6月5日)に呼応して、町内会名の由来ともなっている南大通りの除草大作戦を実施した。当日は沿線の銀行、郵便局、企業、町内会の皆様30名が結集し、植栽すずや縁石の除草と「三拾いに汗をかく。ウォーキングで通ったご婦人曰へ」だからこの町内は、いともきれいなんですね」とのお褒めを頂き、嬉しくなる。終了後

ごほうびに頂いたパンケーキ！うまかったあ。

◆R4・6月11日

いわて被害者支援センター総会出席
いわて被害者支援センターは事件や交通事故の被害者やその家族を支援する民間団体である。平成22年に岩手県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として認定を受け、他の都道府県センターと連携して全国どこでも必要な支援を受けることができるようになった。組織には大学教授、弁護士、福祉関係者、産婦人科医等、専門家が揃っている。被害者とその家族の皆さん「ひとりで悩まないで」センターの門をくぐって見てはいかがですか。(※別記市民の豊穡からの声聴)

◆R4・6月26日

第一回だんご石プロジェクト決行
だんご石とは、中津川に架かる中の橋下流にある大きな「だんご」のような「石」のこと。つい近年まで、盛岡の子供たちは夏になればこの石から中津川に飛び込んで水遊びや魚とりをしたそうだが、今回、「住みやすいまちづくりは自分たちの手で」の精神で大人と子ども達が一緒になって、この石を中心とした中の橋、豊沙門橋間の樹木伐採と草刈りを決行した。目的は「盛岡らしい景観の維持」「豪雨時の危険を少なくすること」。
当日は約50名の市民の皆さんが参加してぐれい地獄い汗を流した。



「身内に思いもよらない被害を受けた者がいます。本人のショックは勿論ですし、私も力になってあげたいのですが知識もありません。周りの人に知られないように相談に乗って頂きたいのですがどうしたらよいでしょうか。」

(50代女性)

★回答(大畑正二)

私は現在、「公益社団法人 いわて被害者支援センター」の役員理事に任じています。同センターは、事件や事故に遭われた被害者やその家族を支援する団体です。事件事故に遭つた、私生活の変化や捜査への対応、周囲の人の心ない言動等の二次被害に直面します。FAMIに相談したらいいのかわからない」「誰かに話を聞いて欲しい」と思ったとき下図の電話で相談をしてみてください。

相談も活動支援も一切無料です。相談内容が他にもあればお知らせください。

公益財団法人 いわて被害者支援センター
事務局 〒020-0021 盛岡市中央通り三丁目10-2
若手県立県民生活センター2F
TEL 019-621-3751 FAX 019-621-3026

こまめな脱着で健康管理をしましょう!

マスク不要・必要の具体例
(国・県が示した実践例)

◆マスクを外して良い場面

- 【屋外】
- 会話がほとんどない
 - 会話があっても相手と2メートル以上離れている(徒歩や自転車での通勤通学、散歩やランニング、弾ごっこなどの外遊び)
- 【屋内】
- 相手と2メートル以上離れ、会話がほとんどない
 - 会話があっても相手と2メートル以上離れ、十分な換気などの対策を取っている

◆マスク着用が必要な場面

- 【屋外】
- 相手と近距離で会話をする
- 【屋内】
- 相手と2メートル以上離れていても会話をする
 - 人との身体的距離が確保できない(公共交通機関を利用)
 - 重症化リスクの高い人と接する(高齢者と会う、病院に行く)



相談支援

◆電話相談

犯罪被害者や家族等からの悩み等を電話によって相談を受け、その軽減や解決など、心のケアを行います。

【事件や交通事故の相談】

☎019-621-3751

【土日祝日を除く10:00~17:00】

【性犯罪被害の相談】

(はまなごサポートライン)

☎019-601-3026

【土日祝日を除く9:00~17:00】



◆面接相談

研修を受けた支援活動員が、面接相談を行います。



◆メール相談 [24時間受付]

voice.heart.51@iwate-vsc.jp

大畑正二のプロファイル



昭和30年5月 久慈市生まれ
昭和49年4月 若手県警察官拝命
以後28年間、県民の安全・安心を願い勤務
平成14年3月 市政の場へ決意
新たに14年残し退職
平成15年4月 盛岡市議初当選
(現在50期目)

大畑正二の公約

私は約束します。

- ◆安心安全なまちづくり
- ◆子育て支援、若者が自立しやすい高齢者に優しいまちづくり
- ◆地域の皆が手を取り合って仲良く暮らせるまちづくり
- ◆盛岡らしさを大切にするまちづくり
- ◆歴史と伝統を大切に継ぐまちづくり
- ◆スポーツに親しみ青少年がのびのび育つまちづくり

大畑議員の「おひま」

「コロナとの共存を考える」

岩手県は5月30日、新型コロナウイルス感染症対策として1月23日から出されていた、県独自の緊急事態宣言を解除しました。感染者の減少傾向が見られることや、医療提供体制が安定していること等から、本格的な社会経済活動の回復に向けて大きく舵を切ったといえます。

私は以前から「石橋を叩いて渡る姿勢を取りながらも市内経済回復に向け、大きく舵を切ることを提言して参りました。

盛岡市内ではコールデンウィークあたりから修学旅行生の姿が目立つようになり、街に活気とにぎやかさをもたらすようになっております。3年振りに「チャグチャグ馬」も行進してくれました。今々方になると市内のあちらこちらから、夏本番に向けた、さんざ太鼓の音が響いてきます。忘れかけていた、かつての日常を取り戻せるような気がして、私自身がワクワクしています。

そんな折、「コロナに感染した私の友人が手記を寄せてくれました。

「大畑さん。浮かれるのはまだ早いよ。もう少し石橋を叩いて渡るように」と諭されているような気がしてなりませんでした。要言をご紹介したいと思います。

コロナに感染した私の、小さな経験と感じたことなど書いてみました。

【症状など】

私は2回目のPCR検査で陽性になりました。鼻水とせきと息苦しさはありましたが、日常生活はできる程度の症状でした。

【自宅療養中の生活】

市販薬を飲み、毎日保健所に健康状態をメールで知らせる生活でした。家族も濃厚接触者になり、主人は仕事を、子どもは学校を休まざるをえませんでした。

家族を次の感染者にさせないよう、一室に閉じこもり、トイレと風呂以外は1歩も外に出ず、食事は全て紙皿にして部屋の前に置いてもらいました。私が通る廊下の換気と床のアルコール消毒の徹底、トイレの際は消毒薬を持って歩き、触れた部分を全て消毒しながら部屋に戻りました。洗濯は干す場所を分け、掃除機は避け、拭き掃除のみ、風呂は最後に入り、薄めたキッチンハイターを流して消毒後、換気。e.t.c. 日常生活全般において気を付けました。

【用意して置くことよ】

- ・お米 ・簡単に食べられるおかず
- ・水（ペットボトル） ・風邪薬 ・消毒薬
- ・手拭き用のペーパー ・紙皿 ・割りばし
- ・ハイター ・アルコール消毒液等

そして、友人はこう結んでいます。

報道されているように、オミクロンは感染力が強く、あなどれません。家庭や職場に入ったら、完全に予防することは難しいのではないのでしょうか。感染してしまつたら、やれることはただ、ひとつ。とにかく「人に感染させないこと」だと思います。自分が、感染の連鎖を断ち切ること。一人ひとりが実践できれば、コロナの拡大は防ぐことができると思います。自分のことだけでなく、自分の置かれた立場から社会を見ることが、忘れないうでいたいと思います。

今、社会では、ウィズコロナという言葉が使われています。私は、この言葉の意味を、「コロナとの共存と捉えています。私の友人が感染したように、感染者が、まだまだいる中での緊急事態宣言解除は、社会経済活動の回復に向けて大きく一歩を踏み出すことにはなりますが、新たな変異に迅速に対応していかなければならない責任も伴っています。私たちが、一人ひとりが責任を持って、基本的な感染対策を実践しながら、コロナと共存していかなければならないと思えます。

またかと・あらかると

遅れて来たハレンタインデー

お話をちみちと古く去年のことです。2月14日、毎年おじさんの張り切る日。ですが、この日は日曜日。翌15日は所用で、交差点には立てませんでした。よしと、張り切った16日、17日は朝から吹雪。チョコリットなど、有るはずもありません。2日間空振りになったおじさんは、トボトボと家路につきました。「あぁ、10年続いた記録もついに途絶えたか。」「おじさんは寂しかった、18日。おじさんはチョコのごちそうすっかり忘れて立っていました。ほどなく、度々登場する小学校3年生のあんずちゃん。「大畑さん、これ」と可愛らしいチョコを差し出すではありませんか。「大畑さんに、なかなか会えなかったんだもの」との言葉を添えて、おじさんは、こみ上げるものをグッとこらえて、登校して行くあんずちゃんの後ろ姿を見送っていました。どんと晴れ！ あっ、そうそう、今年の収穫は3個！

●市政だより「安心のまち」は政務活動費で作成しています。

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R4.7.8
------	-----	-----	--------

支出証拠書類の額面金額	78,164円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	78,164円

【支払概要】

市民向け広報紙を発行し郵送した
 ※別添郵便物等差出通数証明書とおり

領収書等添付欄

別紙に添付

領収書

大畑正事務所 様

[別納引受] 第一種定形 @84	18.5g 459通 ¥38,556	小計	¥38,556
第一種定形 @94	31.5g 2通 ¥188	小計	¥188
区内特別基 (定) @73	18.5g 540通 ¥39,420	小計	¥39,420
郵便物引受合計通数	1,001通		
課税計 (10%)	¥78,164		
(内消費税等 非課税計	¥7,105)		¥0
合計 お預り金額	¥78,164		¥78,164

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2022年7月8日 10:01
 発行No. 220708A1165 端#83箱01
 連絡先：盛岡南大通郵便局
 TEL:019-651-1803

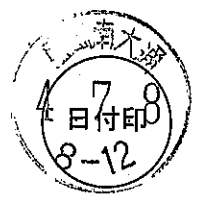
郵便物等差出通数証明書

- 1 差出月日 令和 4年 7月 8日

- 2 差出場所 盛岡南大通郵便局 窓口

- 3 差出人 大畑 正二 様

- 4 郵便物等の種別
 - 定形郵便 84円 × 459通
 - 定形郵便 94円 × 2通
 - 区内特別郵便 73円 × 540通



政務活動費支出簿

使途項目		事務所費	
支出年月日	支出金額	摘要	備考
R4.4.28	15,000円	事務所家賃(4月分)	月額30,000円
R4.5.30	15,000円	" (5月分)	"
R4.6.29	15,000円	" (6月分)	"
R4.7.28	15,000円	" (7月分)	"
R4.8.31	15,000円	" (8月分)	"
R4.9.26	15,000円	" (9月分)	"
R4.10.25	15,000円	" (10月分)	"
R4.11.30	15,000円	" (11月分)	"
R4.12.22	15,000円	" (12月分)	"
R5.1.31	15,000円	" (1月分)	"
R5.3.1	15,000円	" (2月分)	"
R5.3.28	15,000円	" (3月分)	"
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	180,000円		

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.4.28
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15,000 円

【支払概要】

事務所家賃 4月分
※別添 契約書の写しのとおり

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

令和 4 年 4 月 28 日

大 畑 正 二 様

金 30,000 円

ただし、令和 4 年 4 月分家賃として



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.5.30
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15,000円

【支払概要】

事務所家賃5月分
※別添契約書の写しのおり

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 書

令和4年5月30日

大畑正二様

金30,000円

ただし、令和4年5月分家賃として

[Redacted]

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所賃	支出日	R4.6.29
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15,000 円

【支払概要】

事務所家賃 6月分
※別添契約書の写しのとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 書

令和 4 年 6 月 29 日

大 畑 正 二 様

金 30,000 円

ただし、令和 4 年 6 月分家賃として

[REDACTED]

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.7.28
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15,000 円

【支払概要】

事務所家賃 7月分
※別添契約書の写しを添付

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

大畑正二様

令和4年7月28日

金30,000円

ただし、令和4年7月分家賃として



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.8.31
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15,000 円

【支払概要】

事務所家賃 8月分
※別添契約書の写しとおりに

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 書

大畑正二様

令和4年8月31日

金30,000円

ただし、令和4年8月分家賃として

[Redacted]

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.9.26
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15,000 円

【支払概要】

事務所家賃 9月分
※別添 契約書の写しとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 書

大 畑 正 二 様

令和 4 年 9 月 26 日

金 30,000 円

ただし、令和 4 年 9 月分家賃として

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.10.25
------	------	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	30,000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15,000 円

【支払概要】

事務所家賃 10月分
※別添契約書等写しとおし

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

令和4年10月25日

大畑正二様

金30,000円

ただし、令和4年10月分家賃として



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.11.30
------	------	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	30,000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15,000 円

【支払概要】

事務所家賃 11月分

※別添 契約書の写しとおひ

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

令和4年11月30日

大畑正二様

金30,000円

ただし、令和4年11月分家賃として



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.12.22
------	------	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	30.000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15.000 円

【支払概要】

事務所家賃 12月分
※別添 契約書の写しのおり

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 書

大 畑 正 二 様

令和4年12月22日

金 30,000 円

ただし、令和4年12月分家賃として

[Redacted]

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	25.1.31
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000 円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15,000 円

【支払概要】

事務所家賃 1月分

※別添 契約書の写しのとおり

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

令和 5 年 1 月 31 日

大畑正二様

金 30,000 円

ただし、令和 5 年 / 月分家賃として

[Redacted]

[Redacted]

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R5.3.1
------	------	-----	--------

支出証拠書類の額面金額	30,000円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15,000円

【支払概要】

事務所家賃 2月分
※別添 契約書の写しのとおり

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

令和 5 年 3 月 / 日

大 畑 正 二 様

金 30,000 円

ただし、令和 5 年 2 月分家賃として



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R5.3.28
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	1/2
政務活動費支出金額	15,000円
【支払概要】	
事務所家賃 3月分 ※別添契約書の写しのとおり	

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 書	
大畑正二様	令和5年3月28日
金30,000円	
ただし、令和5年3月分家賃として [REDACTED]	

事務所賃貸借契約書

貸貸人 [redacted] と賃借人 大畑 正二 との間に、下記のとおり事務所賃貸借契約を締結します。

記

- 貸事務所所在地と形状
盛岡市南大通二丁目8番8号
木造トタン 葺き平屋建 事務室 及び 台所、トイレ
- 契約期間
令和 4 年 / 月 / 日 ~ 令和 4 年 12月31日までの / 年間
- 賃料
1ヶ月 30,000 円とし、賃貸人は毎月月末までに、1ヶ月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。
- 事務所家屋などの管理
賃借人は当該家屋及び付随する駐車場の管理を無償ですることとする。
- 転貸等の禁止
賃借人は本物件を転貸し、又は賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはならない。
- 光熱費の支払い
電気、ガス、水道料金の請求は賃貸人名義となっているので、賃借人は請求の額を賃貸人に現金で支払うものとする。
- その他
その他の問題が生じたときは、賃貸人と賃借人の双方で話し合い、円満に解決するものとする。
それでも解決できない場合は、賃貸人は直ちに本契約を解除することができる。


上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 4 年 / 月 / 日

賃貸人

賃借人

盛岡市南大通二丁目10~8~102

大畑 正二 



事務所賃貸借契約書

賃貸人 [Redacted] と賃借人 大畑 正二 との間に、下記のとおり事務所賃貸借契約を締結します。

記

- 1 貸事務所所在地と形状
盛岡市南大通二丁目8番8号
木造トタン 葺き平屋建 事務室 及び 台所、トイレ
- 2 契約期間
令和 5 年 / 月 / 日 ~ 令和 5 年 / 2 月 3 / 日までの / 年間
- 3 賃 料
1ヶ月 30,000 円とし、賃貸人は毎月月末までに、1ヶ月分を賃借人の住所に持参して支払うものとします。
- 4 事務所家屋などの管理
賃借人は当該家屋及び付随する駐車場の管理を無償ですることとする。
- 5 転貸等の禁止
賃借人は本物件を転貸し、又は賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはならない。
- 6 光熱費の支払い
電気、ガス、水道料金の請求は賃貸人名義となっているので、賃借人は請求の額を賃貸人に現金で支払うものとする。
- 7 その他
その他の問題が生じたときは、賃貸人と賃借人の双方で話し合い、円満に解決するものとする。
それでも解決できない場合は、賃貸人は直ちに本契約を解除することができる。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 5 年 / 月 / 日

賃貸人



賃借人

盛岡市南大通二丁目10~8~102

大畑 正二